

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時00分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案第22号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。  
議案第22号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は6月15日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第22号大治町税条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を報告します。

軽自動車税において、メーカーが不正を行った場合、メーカーのほうに請求すると伺っている。町のほうでその情報は確認できるのかの問いに、不正があった場合、国のほうから県を通じて不正を行ったメーカーや対象ナンバーなどの一覧表の通知が来るので、その通知に基づいて所有者の特定、確認ができるとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫君でございます。議案第22号大治町税条例の一部を改正する条例について反対します。

森林環境税の賦課と徴収に反対します。日本の森林の整備のための趣旨、そのための財源が必要であるということは理解できます。しかし、令和元年度から森林環境譲与税

として町に交付されたお金の使い方を見ると、単年度で行ったほうがいい事業を3カ年に分けて行ったり、手続上問題がないとはいえ当初予算の歳入に上がっていても歳出には載っていないで決算までわからないなどの例が見られます。来年度から約半分の町民の方に年間1,000円の負担をお願いすることに町民の皆様の理解が果たして得られるか、大変心配です。よって、この条例改正に反対します。

○議長（松本英隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

6番鈴木 満議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。議案第22条大治町税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

本議案は令和6年度から森林環境税の導入に伴い、個人住民税均等割とあわせて徴収される国税であり、温室ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備などに必要な基本的財源を安定的に確保する観点から課税されるものであります。よって、本議案に賛成します。皆様の賛同をよろしくお願いします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第22号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2、議案第23号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第23号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は6月16日金曜日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第23号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

条例改正によって町民負担はどのようになるのかとの問いに対し、令和5年4月1日

時点での数字で試算を行い、高所得者層の負担は増になるが、中低所得者層の負担は減になり、トータルの税収は増額になるとの回答でした。

また、第24条の2に記載がある雇用保険受給資格者証と「その他の特例対象被保険者等であることの実を証する書類」が変更になるが、影響はあるかの問いに対し、公的な機関から提出されるものを提示して事務処理を行うものであり、証書の変更等によるサービスの低下はないとの回答でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。議案第23号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対します。

物価高騰の影響を最も受けている所得が低い世帯に対して、国民健康保険税の5割軽減・2割軽減の対象を拡大している点は評価できます。しかし、保険税課税世帯の中で最も所得が低い世帯である7割軽減の対象は拡大していません。また、住民税非課税世帯でも個人にかかる均等割、世帯にかかる平等割は3割課税され負担は重いものです。よって、この条例改正に反対します。

○議長（松本英隆君）

続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。議案第23号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

提案のありました条例改正につきましては、地方税法施行令の改正規定に準じて課税限度額の引き上げと中間所得者にかかわる軽減判定所得の基準額が引き上げられる内容となっております。高所得者層の被保険者の方に対しては負担を多く求める形にはなりますが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定を行う趣旨も踏まえ、保険税負担の公平性を確保する観点からも必要な制度設計になっていると考えられます。

また、本議案に反対する旨の7割軽減の基準につきましての該当世帯、前年の所得が市町村民税の基礎控除額43万円を超えない世帯に対して適用されるものでありますし、今回の地方税法施行令の改正規定にあわせての条例改正としては7割軽減の軽減措置に関しては考慮する部分ではないかと思っておりますので、適正な改正であると私は考えます。以上をもちまして、私は本議案に賛成するものでございます。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 10名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第23号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、議案第24号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議案第24号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

議案第24号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

第37条の平成26年厚生労働省令第61号となっているが、厚生労働省から内閣府に所管が変わるが自動的に読みかえるのかという問いに対し、自動的に読みかえるが厚生労働省が作成した番号はそのまま残るとの答弁でした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第24号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4、議案第25号、日程第5、議案第26号を一括議題とします。

議案第25号、議案第26号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件の結果について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る6月13日の本会議において当委員会に審査を付託されました議案につきましては、6月15日に総務建設分科会、6月16日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第25号・26号の2議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定しました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第25号令和5年度大治町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第25号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第26号令和5年度大治町土地取得特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第26号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第27号令和5年度大治町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第27号令和5年度大治町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9498万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億6311万9000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、地方債の変更は第2表地方債補正による。令和5年6月23日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援のため、全町民に対して1人2,000円の商品券を配布するため大治町商品券交付事業費として9086万4000円を計上し、八ツ屋防災コミュニティセンターの空調機器更新工事について、更新予定の機器類の製造コストが上昇したことにより412万5000円増額するものでございます。

歳入におきましては、これらの財源として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨

時交付金として8229万円計上し、財政調整基金繰入金を959万9000円増額し、八ツ屋防災コミュニティセンター空調機器更新事業債を310万円増額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。まず、八ツ屋防災コミュニティセンター運営費工事請負費の件で400万円の予算増ということで当初予算から400万円ほど予算増となっておりますが、この値上がりの根拠といいますか、値上がった物品などもう少し明細、詳細などを教えていただきたいのと、あとこちらについて追加の工事の箇所、また付随する施設に関しての不備が見つかったのかななどを教えていただければ。

同じページで商品券につきまして、14ページですね、大治町商品券交付事業費。こちらの商品券につきましてはデザインは前と同じデザインになるのでしょうか。前回のもし利用期限切れの券などが残っていた場合、町内に。混同する可能性などを踏まえると全く類似の券になるとわかりにくい部分があるかもしれないんですが、そのあたりの検討があれば教えていただきたいです。

○企画政策課長（横井宗宣君）

まず1点目の質問でございます。八ツ屋防災コミュニティセンターの今回増額の内訳でございますが、今回はまず給水式冷温水発生機、こちらのほうが319万円。遠隔操作盤関係で93万円補正の増額となっております。

続きまして、商品券のデザインのほうでございます……、失礼いたしました、追加工事の質問でございますが、こちらに関しては特に予定はございません。

続きまして、商品券のデザインのほうでございます。こちらは昨年度の商品券を参考に考えておりますが、一つ注意点としまして前回のものとすぐに判別がつくように例えば商品券自体のカラーを変えるとか表紙に大きく令和5年度版と入れるとかいろいろ対策のほうを考えまして、見間違い、間違いのないように対策をとるつもりでございます。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

ほかに質疑のある方。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

先ほど御回答いただきました八ツ屋防災コミュニティセンターの機器について、319万円と93万円ということでこれは値上がり分のお答えをいただいたと思うんですが、当初予算幾らのものに対してこれだけ値上がったという形でもう一度お答えをいただける

とありがたいなと思います。

見積もりを再度入札前にとられて今回の追加補正となったというふうに経緯を伺っておりますが、前回入札不調、その他の事案にありました入札不調もあったんですが、入札後に入札不調によって値段を見直す等々の経過でもよかったのかなとは思いますが、今回再見積もりをとられた経緯についてももう一度説明をいただきたいです。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

まず工事の発注につきましては、適正な設計価格をはじき出す必要があります。これは国の指導によって指導がございます。そうした中で再度現時点での見積書をとったところ、価格が上昇しているということです。ただ、一つの事業者だけが言うおそれがあるような申し出があったとしても全体の市場がどうなのかという調査はかけないけません。したがって、他の業者から見積もりをとったところがございます。そうした中、おおむね同額の数字が上がってきましたので、これはやはりそういう状況なんだという判断をいたしました。入札不調を想定して入札をかけるということは我々は法律上できませんので、そういう御理解をいただきたいと思います。その件については以上です。

○企画政策課長（横井宗宣君）

まず冷温水発生器、こちらのほうでございますが、こちらの機器類が前回、昨年度のものと比較しまして277万増額になっております。あと、それに付随した撤去工事、こちらのほうが10万2000円。あと諸経費が2万8000円。あと消費税のほうは29万円増額のほうにそれぞれなっております。

[発言する者あり]

○企画政策課長（横井宗宣君）

冷温水発生器のほう、こちらの機器類は前回のもので972万3000円が今回1249万3000円、277万円の増額でございます。操作盤のほうは本体制御部品、こちらが18万5000円が52万4000円、プラス33万9000円。中継制御部品、こちらが前回24万円のものが68万1000円、44万1000円の増額でございます。

○議長（松本英隆君）

他に質疑のある方。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

幾つかちょっと伺いたいなと思います。まず、先ほど部長のほうから御回答いただきましたが、済みません、僕のお伝えの仕方があれだったんですが、入札不調を予定しているものではないというのはそのとおりで認識しておりますが、入札を行った結果、その金額が判明するということでもよかったのではないかとということで、こちらについては同じことなので御回答いただかなくていいですが、見積もりにつきまして、こちら

の参考見積は当初予算のときの見積もり、そして今回の再見積もりに関して複数とって比較されたのでしょうか。それとも1社、1社などそのあたりについて教えていただきたいです。

また、今回生産で6カ月で工事が1カ月ほどということで7月から直ちに入札にかかって時期を考えていきますと2月から3月の施工でしたりとかになってくるのかと思うんですが、こちらについて繰り越しになったりとか、また延長したりとか再値上がりというものについては考えていないのでしょうか。これについてはちょっと議題外と言われても仕方がないんですが、そうなれば当初予算に含まれている庁舎のほかの空調工事の冷温水ポンプの更新工事などその他の工事について、これだけの値段が上がる、倍以上の機器の部品もあるということを見みるとその他入札案件について全て見直しをしていかななくてはいけないのではないかと考えてしまうんですが、こちらについてどのような形で現在考えているのか。もしお答えいただけるのであれば回答いただきたいです。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

まず、参考見積をとる際に複数の見積もりをとっているかということは先ほど答弁申し上げましたとおり、他の業者からも見積もりをとったというふうに答弁をさせていただいております。

また、繰り越し等々の話がございましたが、八ツ屋防災コミュニティセンターは役場庁舎の機器とは違いまして、今回の工事については冷温水発生機の取りかえになります。ほかにも複数台、3号機までございますので利用者に迷惑がかからないように利用しながら改修ができるということで工期が十分、空調を使う時期でも工期がとれるということで今のところ繰り越しがなくできるのではないかとということを見込んでおります。

それから他の工事につきましては、例えば工事の中には建築それから設備工事、土木工事、その他の工事がもろもろございますが、その職種によっても価格高騰についての影響が工事種別によってはあるかと思えます。今回、設備工事ということでこのような事態が起きましたので、他の大きな工事についても価格の再確認をさせていただいたところではございます。例えば役場庁舎の空調工事、予算をいただいておりますが、このものについてはさきの本会議でもお話ししたかと思えますが、価格調査をしたところ影響はないというような回答をいただいておりますので今回補正には至っておりません。そういったように他のところに影響がないかという調査は現時点ではさせていただいております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に質疑のある方。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫です。8ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、これが大治町が8229万来ております。3月議会の中で給食費値上げ分、それを抑えるためにこういう臨時交付金をつけないけれど見込んだらどうかという質問をさせていただいたところ、来ていないから言えないとかやれないということでした。現在、臨時交付金が入っているわけです。昨年度もこの臨時交付金を使って給食費値上げを抑えています。ですから、本来でしたらこの臨時交付金を使って給食費値上がった部分を抑えることが必要だったんじゃないかと、今までの議論の中でいきますと。議会での議論の中でいきますと。なのにそれには使わなかった。商品券にしたわけですが、商品券にしたことが悪いとは言いませんが、給食費の値下げ、臨時交付金が入らないからできない……、ごめんなさい、給食費の値上がり分の補填、それが臨時交付金が入らないからできないという3月の答弁とかみ合っていない。来たんだから今回はそれにある程度充てるべきだと。今までの議会の議論の中では、その点どうなのかという点が1点でございます。

もう1点は、商品券の交付事業でございます。ちょっと概要の説明いただきました。概要を説明いただきました。包括管理業務委託料ということで業務委託をします。これ発送まで委託するのでしょうか。

もう1点質問させていただきます。八ツ屋防災コミュニティセンターの件ですが……

○議長（松本英隆君）

吉原議員、ページ数を教えてください。

○11番（吉原経夫君）

八ツ屋防災コミュニティセンターの件ですが12ページでございます。入札の経緯、前の議員の質問の中で大分理解はできたんですが、前、入札不調に終わった事例のときに最初見積もりを何社からとる。その中でいろいろな手法でその中から予算価格を決めるわけです。決め方によって高くなったりも低くなったりするわけですが、今回、新たに再見積もりとったときに最初の見積もりとった何社からかとってみえると思うんですが、それよりも全部、それよりも全て高かったのでしょうか。だから、1回目予算を決めるに当たって何社から見積もりをとっていると思うんですよ、参考にするために。その価格と再見積もりを何社からかとっていると思います。その価格、全て1回予算を決めるに当たったときの価格よりも上がっているのでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

まずは1つ目の御質問の給食費値上げということでございます。給食費の値上げの予算を認めていただいたのが3月の定例議会の中でのお話をさせていただいたという認識しておりますが、その時点ではコロナの交付金についての内示額等々はありませんでしたので一般財源をもって値上げ分に充てていきたいというような説明をさせていただいていると思っております。以上です。

○企画政策課長（横井宗宣君）

商品券の委託事業の件でございますが、こちらのほうは発送までではなく最後の換金振込作業、こちらのデータ作成等の依頼までを含んでおります。

あとハツ屋防災コミュニティセンターの空調機器の件でございますが、こちらを昨年度複数の業者から見積もりをとりまして、そちらのほうを今回改めてとり直しましたが前年度に比べて全て今回のほうが高かったという状態でございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他に質疑のある方。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

3月議会の議論を言いますと、まず当初予算では給食費の値上げ分は補填しないと。それは新型コロナウイルス感染症対策の交付金が来ないという理由でした。しかし、補正予算の中で値上げ分の一部は一般財源でやろうという流れの中になりました。ですから、あとの残った値上げ部分、当然この中の議論の中でいうと交付金は来るわけだから、交付金が来ない段階では仕方がないから半分補助すると。当然、交付金が来た段階では今までの議論の延長としてはそれに充てるべきだと思うんですが、その点はどうかという質問です。

2点目の発送など含めて全て委託業者にやってもらっているという件ですが、ちょっとそうすると参考資料を見てください、参考資料をごらんください。基準日が8月1日、しかし基準日以降に死亡及び転出した者は除くとあります。大抵基準日で発送の手続を業者さんに委託すると思うんですよ。基準日でその宛て名というかそれでそれ以降、死亡及び転出した者、またそれも随時情報を提供してカットしてもらおうのか。そこら辺手続的に業者にやっていただく、そういうふうになっているのかと。

また、基準日以降に死亡及び転出した者は除くとあるんだけど、いつまで、その基準日がないんですよ。死亡及び転出した、何日時点までなのかと。そこら辺ないと業者も対応ができないだろうし、その点どうなっているのか。2点お聞きしたいと思います。

〔「暫時休憩をお願いします」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時39分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長。

○総務部長（大西英樹君）

それでは給食費につきましては、3月議会でお認めいただいた対策ということで終わっております。新たな交付金の活用につきましては、大治町の各部署、各部長を集めてさまざまな検討をさせていただきました。そうした中でさきの給食費の助成、それから大治町だけではなくて国がやる施策、愛知県がやる施策とそういったものがさまざまございました。低所得者への支援、子供への支援、ひとり親への支援、さまざまなものを考慮いたしまして、また愛知県の補正予算も可決されておりますが、さまざまな事業者への、事業者というか社会福祉施設、医療機関、そういったところへの支援もやっただけだと。そうした中でそれを全体を踏まえまして、じゃあ大治町は大治町民の方々にどういった施策を打つのがいいのかということを十分議論させていただいた結果、昨年度も大変好評であった商品券、2,000円ではありますがこういったものを施策で打って生活者の支援をしてまいりたいとそういうような思いで提案をさせていただいておるところでございますので御理解のほうをよろしく申し上げます。以上です。

○企画政策課長（横井宗宣君）

基準日の8月1日に住民登録がある方とありますが、その後、基準日以降に死亡及び転出した方につきましては、役場のほうにデータがございますので役場の職員のほうで抜き取り作業を行います。抜き取り期間につきましては、9月中旬の発送日までを想定しております。以上でございます。

○議長（松本英隆君）

他に質疑のある方。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

今職員のほうで抜き取り作業をやると、理解できました。しかし、発送日は3万何千人、一斉に発送するわけでは今までのを見ているとないと思うんですよ。発送日がずれていく。郵便局も対応できないので、そうするとそこら辺はずれがくるんでしょうか。

○企画政策課長（横井宗宣君）

我々から発送する、郵便局のほうに発送する日付が9月の中旬、そちらを予定しております。

○議長（松本英隆君）

他に質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第27号は会議規則第39条第3項の規定により委員

会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議あり」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友でございます。今回の補正予算につきまして、緊急の補正予算ならば仕方ない部分はもちろんございますが、ハツ屋の防災コミュニティセンター運営費の工事に関しては当初予算であり、こちらにつきましては町民との1年間の御約束だと考えております。例え話でいいますと家の工事の見積もりとりました、1600万円でした、契約直前に2000万円になりました。さあ契約書を速やかに押して、印鑑を押すことで契約を履行してくださいという形ではなかなか町民感情としては理解ができるものではないと自分は考えます。最小限の費用で最大限の効果を得ると伺っておりますので内容について疑うものではございませんが、今回の事案に関しまして初日で説明できたのであれば補正予算4号と5号で分けるなりして、議運を速やかに開き、委員会を通すべきであったと自分は考えております。現にまだこの内容につきまして精査すべき、また検討すべき部分、深まっていないと自分は考えております。速やかに委員会を招集し、この件について検討するべきだと考えます。

○議長（松本英隆君）

他に意見のある方、ありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

それでは議案第27号について、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立を願います。

〔起立 9名〕

○議長（松本英隆君）

起立多数です。

したがって、ただいま議題となっております議案第27号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

議案第27号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第27号は可決されました。

ここで5分間の暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時45分 休憩

午前11時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、同意議案第3号から日程第18、同意議案第14号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

同意議案第3号農業委員会委員の任命について。

大治町農業委員会委員に次の者を任命したいので同意を求める。令和5年6月7日提出、大治町長。

この案を提出するのは、農業委員会の委員の任期が令和5年7月19日をもって満了することに伴い、引き続き浅井 博を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

同意議案第4号につきましては、引き続き丹羽眞弓を、同意議案第5号につきましては、引き続き立松 稔を、同意議案第6号につきましては、引き続き成田照幸を、同意議案第7号につきましては、引き続き若山善之を、同意議案第8号につきましては、新たに服部峰治を、同意議案第9号につきましては、新たに安井公明を、同意議案第10号につきましては、引き続き前田幹雄を、同意議案第11号につきましては、新たに山田京子を、同意議案第12号につきましては、引き続き吉田慎司を、同意議案第13号につきましては、引き続き鈴木夕子を、同意議案第14号につきましては、新たに吉田 進を委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

最初に、同意議案第3号について、質疑のある方ございませんか。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第3号の質疑を終わります。

続いて、同意議案第4号について、質疑のある方ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第4号の質疑を終わります。

次に、同意議案第5号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第5号の質疑を終わります。

次に同意議案第6号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第6号の質疑を終わります。

次に、同意議案第7号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第7号の質疑を終わります。

次に同意議案第8号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第8号の質疑を終わります。

続いて、同意議案第9号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第9号の質疑を終わります。

次に、同意議案第10号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第10号の質疑を終わります。

次に、同意議案第11号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第11号の質疑を終わります。

続いて、同意議案第12号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第12号の質疑を終わります。

次に、同意議案第13号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第13号の質疑を終わります。

続いて、同意議案第14号について、質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで同意議案第14号の質疑を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま議題となっております同意議案第3号から同意議案第14号までは、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております同意議案第3号から同意議案第14号までは、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

最初に、同意議案第3号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第3号を採決します。

同意議案第3号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第3号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第4号の討論を行います。

最初に、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第4号を採決します。

同意議案第4号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第4号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第5号の討論を行います。

同意議案第5号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第5号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第5号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第6号の討論を行います。

同意議案第6号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第6号を採決します。

同意議案第6号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第6号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第7号の討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第7号を採決します。

同意議案第7号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案7号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第8号の討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第8号を採決します。

同意議案第8号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第8号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第9号の討論を行います。

同意議案第9号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第9号を採決します。

原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第9号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第10号の討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第10号を採決します。

同意議案第10号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第10号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意議案第11号の討論を行います。

同意議案第11号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第11号を採決します。

同意議案第11号は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第11号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第12号の討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第12号を採決します。

同意議案第12号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第12号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

続いて、同意議案第13号の討論を行います。

同意議案第13号の原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第13号を採決します。

同意議案第13号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第13号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第19、発議第2号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

[発言する者あり]

○議長（松本英隆君）

ごめんなさい、暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時02分 休憩

午後0時02分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

申し訳ありません、日程を1つ飛ばしてしまいましたので、また続きで同意議案のほうからいきたいと思います。済みませんでした。

同意議案第14号について討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第14号を採決します。

同意議案第14号を原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第14号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第19、発議第2号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。

発議第2号特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。令和5年6月7日提出、提出者手嶋いずみ、後藤田麻美子。

特別支援教育を受ける児童生徒は年々増加しております。このような状況に適切に対処するためには特別支援学校・学級への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠であります。よって、政府においては医療的ケア児を含めた特別支援教育が必要な子供の増加やさまざまな障害のある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置に向けて財政措置を含めた特段の措置を講じることを求めます。提出先は文部科学大臣、財務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第2号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第2号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

発議第2号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、発議第2号は可決されました。

日程第20、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付しました届出書のとおり、会議規則第75条の規定により各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、各常任委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和5年6月大治町議会定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時08分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 手 嶋 いずみ

署名議員 後藤田 麻美子